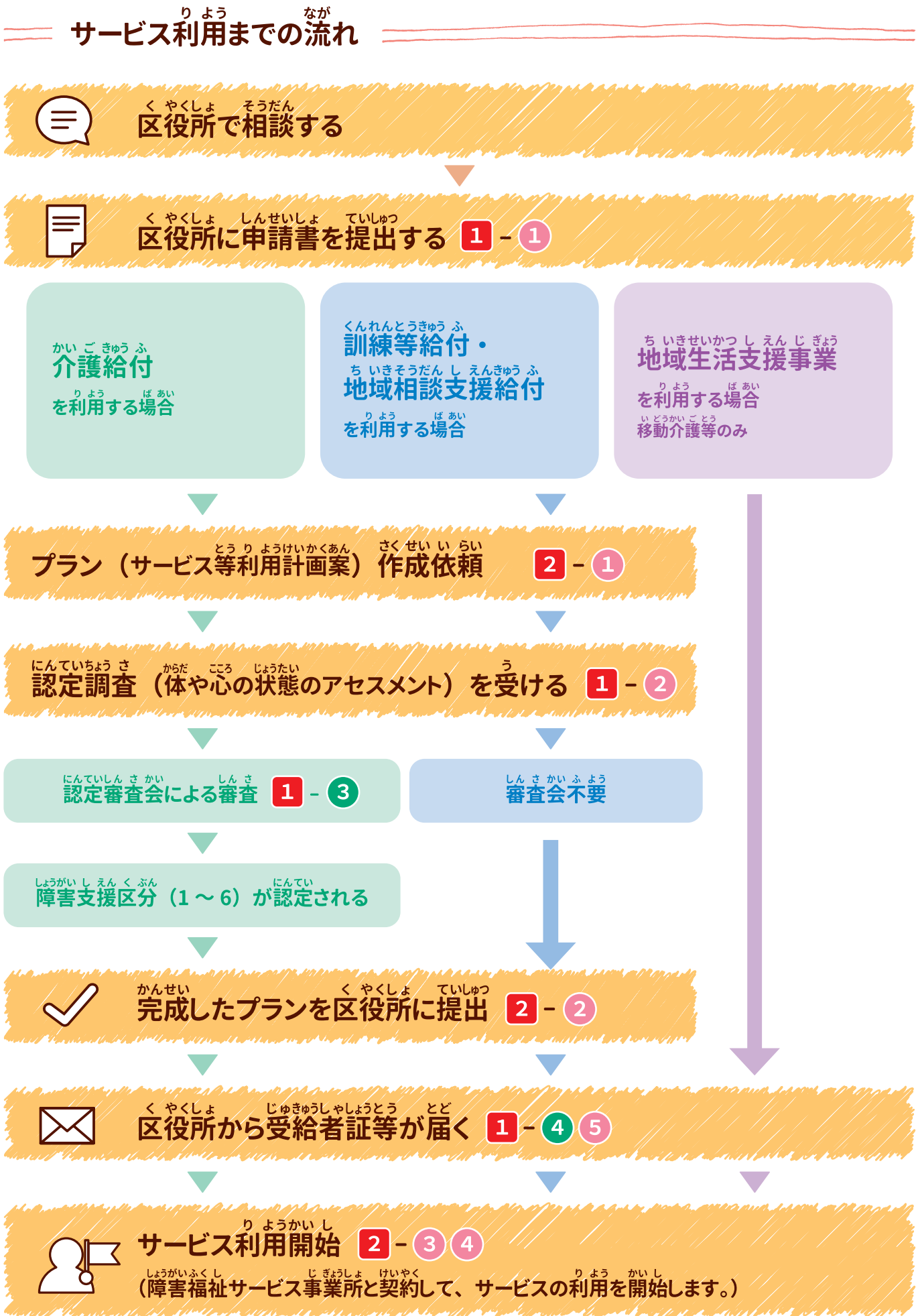




必要なサービスを組み合わせています

家にいるとき

入浴、排泄、食事の介助や家事の援助、
通院の介助をしてくれます。

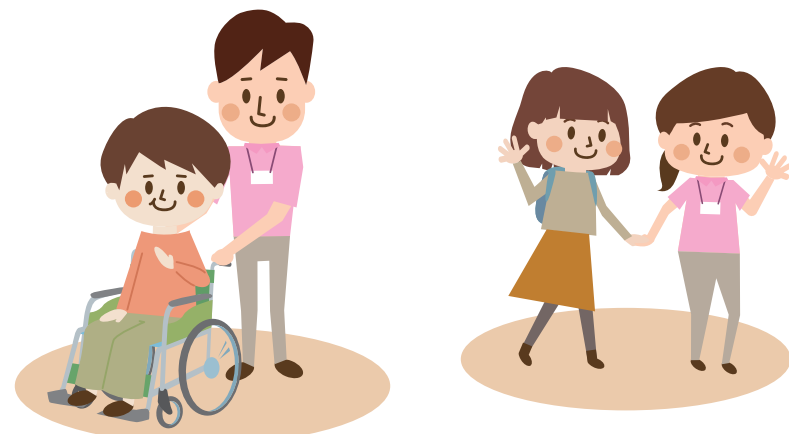
- ・ホームヘルプ（居宅介護）
- ・重度訪問介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・訪問入浴 ・施設入浴



で出かけるとき

でかけるときの手伝いをしてくれます。

- ・同行援護
- ・移動支援
- ・行動援護
- （移動介護・通学通所支援）



休みたい・泊まりたいとき

一時的に施設を利用します。見守りや介護など
必要な支援を受けることができます。

- ・短期入所
- ・日中一時支援



通う・働くところ

製品を作ったり、レクをしたり、仕事の練習をします。

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労継続支援 A 型・B 型
- ・就労移行支援
- ・地域活動支援センター（デイ型・作業所型）



ひとりぐらしや仕事の アドバイスがほしいとき

専門の相談員が担当になり、困りごとの相談を
きいてくれます。

- ・自立生活援助
- ・地域移行支援
- ・就労定着支援
- ・地域定着支援



くらすところ

支援してくれる人が身近にいます。
仲間といっしょに生活します。

- ・宿泊型自立訓練
- ・グループホーム（共同生活援助）
- ・施設入所支援 ・療養介護



- ・介護給付
- ・訓練等給付
- ・地域相談支援給付
- ・地域生活支援事業

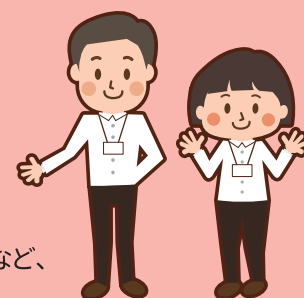
つながる やすらぐ 毎日の暮らし

障害者総合支援法 ～サービスを利用するには～



相談支援専門員（計画相談）について

相談支援専門員は、指定特定相談支援事業所にいます。
一人ひとりの希望する暮らしの実現に向けて、本人と一緒に取り組む人です。
プランを作成し、サービスの利用調整を行います。
サービスの利用開始後も、定期的に本人に会い、サービスがきちんと提供されているか確認を行うなど、
さまざまなアフターフォローを行います。



どんなサービスを使ったらよいか、
いっしょに考え、手続を手伝ってくれます。



生活全般で困ったことがあれば、
相談することができます。

ときどき様子を見に来てサービスが
きちんと行われているか、確認します。



使い始めたサービスを途中で変えることも
できます。そのときも相談支援専門員が
いっしょに考え、手続を手伝ってくれます。

横浜市旭区役所 高齢・障害支援課 障害者支援担当



〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
電話番号：045-954-6128 FAX：045-955-2675

